

(令和5年度補正) 令和6年度愛媛県地域少子化対策重点推進事業費補助金 実施計画書 個票

自治体名 伊予市
本事業の担当部局名 市民福祉部 子育て支援課

事業メニュー: 結婚新生活支援事業
区分: 結婚新生活支援
関連事業メニュー: 4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)
個別事業名: 伊予市結婚新生活支援事業
新規/継続: 継続
実施期間: 令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日
事業開始年度: 令和5年度
対象経費支出予定額: 21,600,000円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
1. 概要
【補助対象要件】
- 所得要件: 夫婦の合計所得が500万円未満
- 年齢要件: 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
【補助上限額】
29歳以下の場合: 各費用に係る合計が60万円
39歳以下の場合: 各費用に係る合計が30万円
【対象費目】
家賃, 住宅購入費用, リフォーム費用, 引越費用
【継続補助】
継続補助規定の有無: 有
【その他独自要件】
愛媛県が設定する県独自の補助金交付要綱に基づき、県費及び市費を財源として夫婦とも29歳以下の世帯かつ世帯所得660万円未満の世帯に対し、20万円を上限として家賃、住宅購入費、リフォーム費用、引越費用を支援するほか、別途20万円を上限として時短・省エネ家電の購入費を支援する。

2. 申請見込

①新規世帯見込	44	世帯	②継続世帯見込	6	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	22	世帯		
	その他	22	世帯		

【世帯数積算根拠】

本市における婚姻届け提出者数 約80組/年
 2020年度人口動態調査(厚生労働省)の結果から、婚姻総数における39歳以下の割合は、男性81.2%、女性87.8%、平均84.5%であるが、男女ともに39歳以下であること及び所得要件などの本事業の給付要件に該当しない者が一定程度(30%程度)いることを見込み、婚姻届け出数の75%が給付要件に該当すると想定。
 ○事業対象婚姻組数 80組×55%=44組

(参考)

【令和5年度申請状況】

実施	7	世帯
申請世帯数 ~12月	0	世帯
1月~3月(見込)	7	世帯

同調査より、39歳以下の婚姻者数に対する29歳以下の割合は、男性55.2%、女性62.4%、平均58.8%であるが、男女ともに29歳以下であることなど本事業の給付要件に該当しない者が一定程度(10%程度)いることを想定し、事業対象婚姻組数の半数の22組がともに29歳以下、残る半数の22組がそれ以外と想定した。

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	22 世帯 × 600,000 円 =	13,200,000 円	左記上限額のとおり
(その他)	22 世帯 × 300,000 円 =	6,600,000 円	
	(継続補助)	1,800,000 円	

3. 広報の実施予定

事業継続に合わせ、年度の可能な限り早いタイミングで、本市が毎月全戸配布する広報紙及び公式ホームページで事業を周知を行い、対象者による直接的な確認はもとより、その家族、親戚、友人等から間接的に情報提供されることも期待する。
 特に若い世代への周知を目的として、本市が運営するLINE、Facebook、Instagram等、SNSによる積極的な周知を並行して実施する。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	「市総合戦略」及び「伊予市人口ビジョン」より2030年の合計特殊出生率		人	1.8	1.4
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.4	
	婚姻件数		件	81	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	11.7
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	87.5	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	87.5	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県と連携を図り、県ホームページへの掲載を行うとともに、県・市町・事業者で組織する協議会において県や各市町の結婚支援に関する取組状況や連携施策に関する情報の共有を行う。また、結婚の希望が叶う環境の向上を図るため、愛結び窓口の設置やセンターの会員登録案内、きらきらナビの登録促進や家事育児参画等推進セミナーへの案内等の施策を展開する。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8					

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①~③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること。
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。